

浜出祭覚書―浜出祭由来伝承の形成と展開―

吉留 徹

一 はじめに

民俗学が「民間伝承」をその研究対象とし、「文字にあらわれない」日々の暮らしのなかに生きる人々の体験や経験を通して、その生活文化を明らかにしてきたことは周知の事実であろう。しかしながら、そのような「民間伝承」を支えてきた村落社会も過疎・少子化・高齢化、さらには平成合併に直面し、従来の村落社会組織そのものが大規模な組織への転換を余儀なくさせられる時世となった。実際、過疎地域においては若年層の都市への流出、独居老人世帯の急増が現実生活の問題として表面化している。地方の疲弊は今に始まったことではないが、「民間伝承」を「語る」世代はいても、それを「聞き」・「伝える」世代は、同じ生活空間には存在しなくなっているという現実社会がある。いわば、柳田國男以降民俗学の先駆者となってきた人々が直接経験したような民俗事象そのものを経験できなくなり、直接伝えること自体が非常に難しくなってきたという現状がある。しかし一方では、携帯電話・インターネットを通し、様々な情報が氾濫し、情報そのものも様々な世代に伝えられ、実体の生活空間とは別次元での「民間伝承」が形成されているともいえよう。その伝承様式としては「口承耳承」から「手承眼承」へ重点が変わりつつあるようである。

そこで、本稿では現在に「伝承」された由来や伝説が、それを担う地域において、どのように形成され、伝えられてきたのか。下関市豊北町（旧豊浦郡豊北町）において、七年に一度おこなわれる周年祭礼行事であり、山口県指定無形民俗文化財でもある「浜出祭」あるいは「浜殿祭」といわれる、祭礼行事の由来伝承を取り上げ検討してみたい。なお、本稿では県指定の名である「浜出祭」を行事名として、便宜上統一して使用する。

二 浜出祭概略

浜出祭は、昭和五十一年（一九七〇）十一月二十四日に山口県指定無形民俗文化財に指定された。当時の指定意見書には民俗学・民俗芸能学者であり、山口県文化財審議員である牛尾三千夫氏によって、祭の特徴として「…それぞれの生産を異にした山地と浜の陰陽和合による式年の祭禮行事によって、その都度祭政の一致によって村内の繁栄と秩序を乞い願わんとしたものと思われる。…」と書かれている。しかしその一方で、祭礼を担う地域内には浜出祭に関しては様々な伝説が現在でも伝承されている。それらの伝説は、豊北町史編纂室『浜出祭の記録―山口県選択（記録等の措置を講ずる無形の民俗文化財）』（一九七〇）及び豊北町教育委員会『浜出祭伝承活動記録作成―浜出祭』（一九八三）の報告書、『ふるさと豊北の昔話と伝説』にも浜出祭特集号として組まれており、「口

承」よりもむしろ「書承」として文字化され、「伝説」そのものが定形化し、現在に伝承されている感否めない。従来の聞き書きによる民俗調査では、断片的な話は聞かれるが、これらに書かれている以上のまとまった資料そのものを聞き出すことが難しい状況となっているのが現状である。

さて、浜出祭そのものは、前述の意見書にもあるように山地側である田耕地区にある厳島神社（現在は田耕神社へ合祀）に祭祀される女神（祭神・市杵島姫神）と海辺側の神玉地区にある蛭子社（現在は神功皇后神社「通称二ノ宮」へ合祀）に祭祀される男神（祭神・事代主神）との出合祭といわれ、田耕神社から神玉地区にある祭場である土井ヶ浜までの約一八kmの道のりを、ハナミコ（花神子・花巫女）を中心に、山伏、シヨウガ（将家・唱歌の字を宛てる）などが馬上に乗り、昔の武者行列を思わせるような装束を纏い、神輿を伴った大行列が練り歩く神幸行事である。

神幸行列は、田耕行列、神玉行列、山田佐平治組という三つの行列により構成されている。田耕側の行列は花神子を中心に田耕神社神職、田耕神社の氏子である田耕地域の各自治会二七名（この人数は平成十六年（二〇〇四）実施時。以下同）によって組織された各役で構成される。同じように神玉側の行列も花神子・神功皇后神社神職が中心とはなるが、行列の各役は神功皇后神社の氏子ではなく、同じ神玉地区根崎にある住吉神社「通称一の宮」の氏子である旧沢組・旧根崎組・旧下田組八六名によって組織される。さらには山田佐平治組も、同じ住吉神社の氏子である直子、上野、辻ヶ畑の自治会三三名によって組織される。各行列は各々地域で出立式をおこない、豊北地域のほぼ中央部に位置する滝部地区にある「堀切」という場所で、田耕側行列を神玉側行列と山田佐平治組の行列が迎え、そこで口上儀礼がおこなわれる。この出合の場で約三〇〇名余りとなった三つの行列が、山田佐平治組を先頭に合同して土井ヶ浜の祭場に向うことになる。（図Ⅰ浜出祭順路参照）

土井ヶ浜の祭場では、神功皇后神社の氏子である神玉地区の江尻・岡林・波原自治会が各々江尻座（神官座）・岡林座・波原座の三座をつくって行列を待ち受ける。行列が祭場につくと、そこで「神事（墓目神事）」「神官座の挨拶」「左・右座の挨拶」「神子の舞」「神酒三献」「魚据及び鯛切り行事」などの古くから伝わると思われる儀式が神職や各役付によっておこなわれる。

このように花神子および神輿の出発点となる田耕神社、さらには祭場である座での儀礼や他社氏子域への行列参加要請をおこなう神功皇后神社は、この祭の由来伝承を考えるにあたっては欠くことができない存在であることは間違いない。そこでこの浜出祭の要ともなる各神社の概略についても少し触れておきたい。現在田耕神社に合祀されている厳島神社は、旧田耕村小野村に鎮座し、厳島神社ともいい、江戸時代には萩の支藩である長府藩領に所在する神社であった。明治期の神社合祀の際にもそのまま村社として継続し、昭和三〇年（一九五五）豊北町への市町村合併の前に、昭和二九年（一九五四）に田耕神社に合祀している。田耕と接する豊田町（現下関市）殿居にある厳島神社が姉神であり、田耕小野にあるのが妹神であるといわれる。なお『豊田町史』によれば、この殿居にある厳島神社は天元元年（九七八）に安芸宮島の厳島神社を勧請したものと伝えられ、殿居は江戸時代には萩本藩の前大津宰判に属している。

一方、神功皇后神社や住吉神社があるこの地域は、『豊北町史』によれば、平安時代には長門一ノ宮（住吉神社）・二ノ宮（忌宮神社）の御供田である神田とよばれ、鎌倉時代以降には「神田別府」と称され、地区内に長門一、二ノ宮の別宮が建立されるとされる。そして、この別宮が地域内の一ノ宮（住吉神社）と二ノ宮（神功皇后神社）にあたり、江戸時代には萩本藩の管理下にある先大津宰判にある神社であった。周知のように萩藩では天保期に村田清風、国学者近藤芳樹、儒学者山県大華らの進言により宗教政策の一つとして「淫祠解除」がおこなわれている。萩藩では天保十三年（一八四二）八月「御國中淫祠詮議物」

により、寺社を抱える神主、僧侶が勧請、寄付などの施物を受けるため、奇怪なことを説いて人民を誑かし、森林を伐採し、堂を建造したりするような行為は、耕作や国政の妨げになるとして、元禄年中に御根帳に入っていない寺社堂庵を淫祠とし、地域にある地下役人（庄屋）に対して届出を出させて対応させた。当然のことながら各宰判によりその対応は異なっているが、あるものは解除（廃止）され、あるものは氏神やその他本社・本堂に相殿にされ、そのまま存続するものもあった。現在では神功皇后神社に合祀されている蛭子社は「天保十四年先大津宰判御根帳内外寺社堂庵仕寄附立」では「蛭子堂」とあり、御根帳入りの堂として記載されており、解除対象とはなっていない。明治三年（一八七〇）の「神社取調書長門国豊浦郡八」『旧藩別神社明細帳』にも「神功皇后社」末社として「蛭子社」の記載があり、恐らくは明治四十年（一七〇九）に全国的におこなわれる神社整理の際に合祀されたものと思われる。

三．伝承としての浜出祭由来

このように萩藩の宰判として萩本藩に属する神玉地域と萩の支藩である長府藩領である田耕地域といった、いわば管轄が異なる地域において、浜出祭に関わる由来伝承がどのようにとらえられてきたのか、由来伝承として記載されている「文字」に残る伝承資料を取り上げ、検討してみたい。なお、管見では中世にまで遡る資料は見出すことができず、江戸後半期以降の地誌類に見いだすことができるのみであった。^(五)

(一) 江戸後半期

事例一 「神田上村一二両社外末社」『防長寺社由来』^(六) 元文三年（一七三八）十二月に神田上村神主石井出羽・数馬によって記載されたもの。

- 一 同（豊浦郡神田の別府）二ノ宮神功皇后太明神 言社

(略)

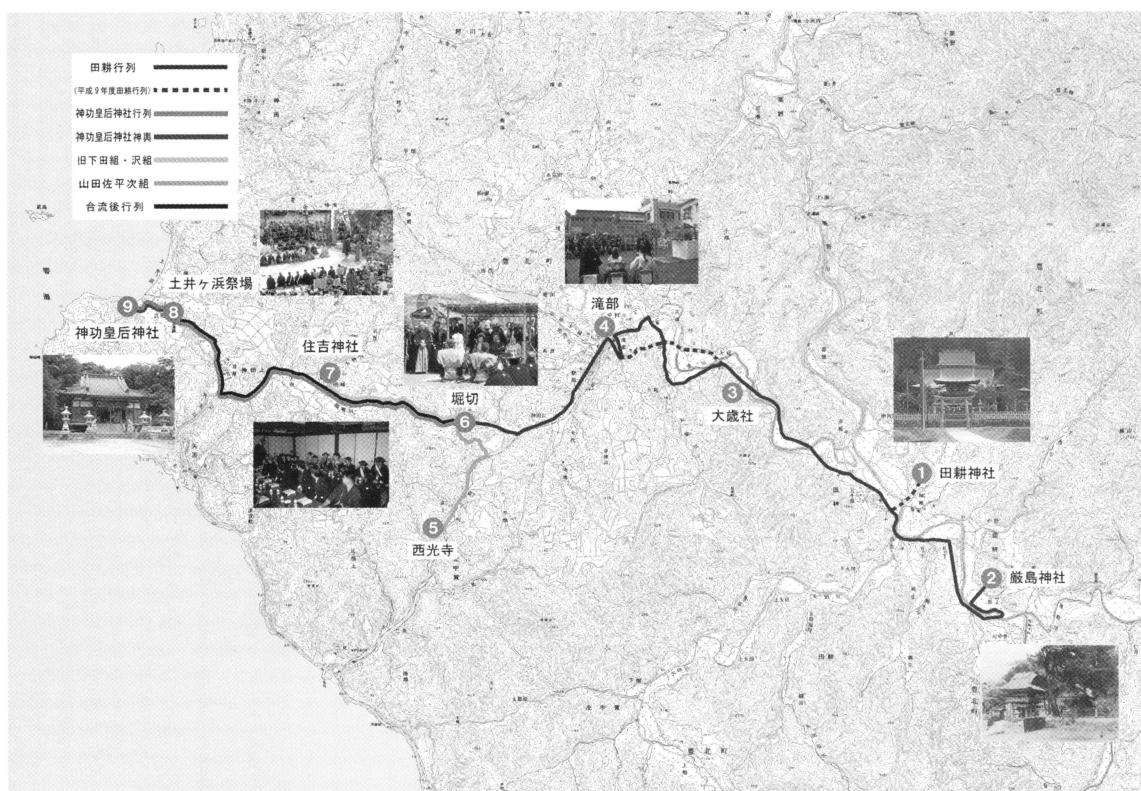


図1 浜出祭順路

右両社（神田の住吉神社（一の宮）と神功皇后神社（二の宮））の儀は先年土肥ヶ浜え蒙古数万の兵船着岸仕候所ニ、右両社の神明御対治被遊候、其驗ニ蒙古の墳と御座候て驗ニ松木三本植置、至于今御座候、為証拠為卒無御座と申伝候故、右両社の縁起御座候所ニ、私より六代已前天正年号二分失仕候と先祖申伝置候

（略）

一 土肥ヶ浜夷社 卷宇

右此來歴の儀は彼所ニて蒙古対治已來開闢と申伝、夫ヨリ八ヶ年ニ志度宛長府御領田耕小野村より敷島太明神十一月十三日ニ祭礼御座候、就夫八ヶ年ニ志度宛為御供米、扨斗八斗宛從御公儀様社領御立除被遺候、毛利五郎左衛門殿より御供米四斗宛御立被遺候、長府御領より御供米として式斗宛御立除被遺候、此儀は田耕神田社人双方出合の備武具備ニて人馬数百人右明神の御供仕、土肥ヶ浜ニて私請取、双方共ニ神樂奉幣御幸執行仕、其外御供の役人座組旁御座候、此儀は不殘蒙古對治の參懸リニて御座候事

【線および（）内は筆者記載 以下事例同】

事例二 「一宮八幡宮外諸社 西慶寺 法船寺 光沢寺」 『防長寺社由来』 寛保元年（一七四一年）西ノ十月十一日 豊浦郡神田村三社神主石井出羽によつて記載され、萩藩の絵図方頭人である井上武兵衛に提出したもの。

一 同（豊浦郡神田別府）二ノ宮神功皇后宮大明神 卷社

（略）

右両社之儀ハ往古土井ヶ浜え蒙子数万の兵船着岸仕候處ニ、右両社神明御対治被遊候、其驗ニ蒙子の墳と御座候て驗ニ松木三本植置至今御座候、為証拠翠無御座と申伝候、至今蒙子の死骨御座候、右両社の縁起御座候處ニ、私より六代已前天正年号分失仕候と先祖申伝へ候、尤も両社縁起旧記本書の分厚狹郡ニ御座候と風聞承候得共今以手掛リ無御座候故相尋不得申候

（略）

一 同土井か浜夷社

卷宇

右這來歴の儀は彼所ニて蒙子対治已來開闢と申伝候、夫ヨリ八ヶ年ニ一度宛長府御領田耕小野村敷島大明神十一月十三日ニ祭礼御幸御座候、就夫八ヶ年ニ一度宛、御供米として扨斗八斗宛從御公儀様社領御立除被遺候、此儀は社人双方出合の備武具備ニて数百人供仕御幸執行、浜ニての參懸リ神樂等執行仕、今以其外ハ蒙子對治の仕方ニて御座候事

（略）

事例三 「豊浦郡中神田村由緒書」 『防長地下上申』 元文三年（一七三三）豊浦郡中神田村庄屋宗像久左衛門によつて記載され、萩藩の絵図方頭人である井上武兵衛に提出したもの。

一 土井か浜

但往古神功皇后三韓退治之時、此浜え御着船、また殘党責來此浜ニて御退治、其節殘党之船之碇りと申捨置たる由、其碇り石と申候て卷尺四方之切石此浜の芝原ニ只今立居申候、根行

キ深く有之故長サ知れ不申候、此浜之内以前御開作ニ被仰付候節、刀之おれ杯のやう成物出候故、二ノ宮え納置有之候得共、くさりたる物にておれ損物にて御座候、其外時ニ寄すいせうの草摺杯のやう成物、子供掘出候得共、形くさりたる故分り不申候、又す焼のやう成すとのさかつきの形のやう成時ニ寄出申候、又千年御開作ニ被仰付候節、新開御掘せ候時分も砂そこより矢の根かりまた等の類多く出申之由、形ハ髓ニ有之候得共、手強ク當り申時ハもとくさりたる物故か、くたけ申候由申伝候事、次ニ鬼松の近辺ニ石のころうと御座候、先年ハ見へ不申候所ニ、風波の時分砂吹ちらし右のころうと相知候、此ころうとの内ニたぎ七尺余程の白骨相見申候、是は猛虎にて候哉、日本人にて候哉、白骨故相知れ不申、四五年前迄ハ白骨之跡にて有之たる由、其後ハ骨切レくと成申之由申伝候事

一 鬼の松三本 土井の浜ニ有之

但ふとさきかい余り有之、右猛虎退治之時、死骸此所ニ埋ミ其印シニ松を植置給ふ由、其故ニ此松を鬼の松と申ならい候由申伝候、此松年久しき松故か、又ハ鬼の松故か、みとり出不申由申伝候、尤みとりの出候時分ニ至り候へば、みどりのやう成めくみハ見へ申之由申伝候事

(略)

一 惠美須大明神 土井か浜ニ有り

但石室有、是ヲ往古より夷堂ト云

但毎年九月十三日祭り神楽執行仕候、尤ハケ年ニ壹度宛十一月十三日ニ長府御領田耕村之内小野村之蔽島明神当所土井が浜え御幸被成候、其節当所二ノ宮神主石井出羽以下社人七太夫供廻り召連、滝辺村迄出向仕候左候て彼方之備より此方之分ハ跡備ニ備申候、尤道中備之次第左之通 (中略) 浜出行列の説明)

右蔽島明神の輿土井か浜御着之上、此所にて惠美須堂へ御幸被成候、神行相成候迄、蔽島の御輿付社人其外、供中え鱒三こん差出彼方え渡し、彼方にて料理候を此方え請取、又濃々ニ切り酒の糟懸差出、彼給候迄酒を心儘給させ申候、其一巻相濟候上蔽島御帰りに被成候、御帰りの時分ハ彼方之備も散々ニ成候て御帰りに被成、此方よりも右之酒一座切ニしてかまい不申、みこしの供仕儀も無御座候、右鱒三こんの内巻三こん長府御領島戸、巻三こんハ同矢玉、巻三こんハ当浦より差出候事、右之神事ハ往古神功皇后猛虎を此所にて御退治被成、其例格之由地下人申伝候事、

一 右神事之節ハ社人え米式斗、当地下え六斗公儀より被遣来候、尤当村の内江尻と申所ハ毛利三郎左衛門様御知行所ニ付、御彼方も米四斗被遣候、当村之儀ハ右被遣米を以、神事之節諸事引請之賄等一切仕出候事、

右社々由緒書等之儀ハ神主石井出羽より可申出候事

いづれも神功皇后社およびエビス社に関わる事例のなかで、浜出祭の由来に関するものであるが、事例一、二は神官が記載した内容、事例三は庄屋が記載したものである。ほぼ同時期に記載されたものであるが、その内容は蒙古退治を例におこなったことを由来とし、土井ヶ浜という場所に他所から人が来て、この

地で戦いがあつて亡くなった死者の埋葬地であることが語られている。また、地下庄屋の認識ではこの地で鱈三こんを料理し、酒糟を掛けて食する神事があり、往古神功皇后がモウコを退治した場所だからといっているが、この地域周辺にある釜蓋村の由来について、同じ「豊浦郡中神田村由緒書」には神功皇后が「毒酒」を作つて「猛虎」を退治したときの釜蓋があるという八股大蛇伝説をモチーフに作られたような話も伝わっており、蒙古の猛虎さらには神功皇后と三韓征伐の伝承といった記紀神話伝説との混在も見受けられる。

事例四「先大津宰判 風土注進案 神田上村 十一」『防長風土注進案』先大津宰判については、天保十三年（一八四二）着手し、弘化四年（一八四七）に完成したものとされる。

二宮神功皇后 江尻村に在

祭神 息長帯姫尊 (略)

社傳 當社建立の儀ハ正應元年にて(中略)異國人降伏の爲長府より勸請仕候

(略)

蛭子社 土井ヶ濱に在

祭神 蛭子神

往古蒙古入寇の節蒙古の大將を誅罰す、其靈災異をなすにより蛭子神と号し祭之由申傳候

社構 神殿舞殿造込堅式間横式間

社傳祭式等

当社の儀ハ後宇多院の御時建治年中怨敵退散の時再建と申傳候、毎年九月十三日夜渡神事神楽執行并角力興行、当社八ヶ年目に壹度大祭神事執行之濱出神事と称し候、神主石井家の記録左の通

(後略 浜出祭の行事内容についての記載)

古戦場

古戦場舌ヶ所

舌ヶ所 土井ヶ濱に在

弘安年間筑前沖へ蒙古の兵船數萬艘香来り、鎌倉より討手被差向、或ハ諸社へ祈願相成、中にも伊勢の風宮へ禁廷より御祈願被遊候處、即時大風吹起り賊船一時に亡候、其時餘分賊共此濱へ漂来り、鎌倉より討手被差向一時被討亡候、中に大將と相見え身長七尺有余なるが、頭に角を生やしたる異形の者荒廻候を攻寄候處東を望て敗走仕候を田耕鬼ヶ原と申所にて追詰、此所にて討取候由申傳候、其後二宮神功皇后勸請仕候事

一 鬼の松

但三本、尤吉本枯申候而只今式本御坐候、此松ミどり出不申候、蒙古の屍を埋め其上に松を植印に仕候由、此松枯枝を近辺の者焚候処忽火の粉散り大風吹候様なる事度々御坐候

一 碓石巻ツ

但巻尺四方高四尺、往古蒙古賊船之碓の石と申傳候

一 開作の時分鉾或ハ剣矢根等を掘出申候、只今二宮に奉納仕候

一 先年開作の時分蒙古人の頭と相見え、頭に角の形有之候頭骨を二ツ掘出し候由に御坐候

一 此濱の北に沼川と申川御坐候、先年開作の時分、此川曲り流候に付直に濱中を掘抜候処、殊の外鳴動仕候而一夜の間に埋れ候由申傳候

一 此濱の北小高き処に鎌倉森と申候大木御坐候、是ハ往古蒙古の賊船來候時、鎌倉より討手に被向候人数の内討死有之、其死骸を此所に葬候而其印に松を植候由申傳候、尤此松大木にて御田地の障に相成申候に付、安永年中に採用仕候、其節種々の崇り御坐候故神に祝祭候処即時治り申候

一 蛭子社有之候、當社に八ヶ年に壹度大祭御坐候、此祭の儀ハ蒙古退治の後、長府御領田耕村神田村の間大疫病流行仕、誠に人種を失ひ候程の儀にて村中の數不整形、種々加持祈念等仕候へ共治り不申、依而神主當社へ一七日之間祈願仕候処、當社蛭子大神の御告に、此度疫病流行する事蒙古の悪氣残り其所為なれば武器を數多持せ蒙古退治の形を神事として田耕村敵島大明神を八ヶ年壹度此所に御幸なし候ハ、自然と治り可申とある靈夢を蒙り、恐入難有奉存夢中の御託言を村中へ披露に及び候処、氏子中も難有奉存、直に神事思立仕候而多くの武器を持御幸神事仕候事、御神徳にて疫病消除仕候に付、夫以來祭來候由申傳に御坐候

事例四は事例一、二の約百年後に各宰判の代官を通じて、管下の各市町村島浦から「地理産業仕出」の名目で、一定の綱目を示して実態調査の上申を命じたものである。地方においては庄屋が中心となつて、公簿の記載、社寺や旧家の所伝、故老の伝承ほか、さまざまな記録を調査し代官所へ注進した。代官所ではこれを監修して藩府へ進達し、藩では国学者近藤芳樹の総監修のもとにこれをまとめたものである。地下庄屋において記載された内容であるが、神功皇后神社、蛭子社は神主石井播磨の抱えであること、さらには蒙古來襲にかかる伝説と結びつけられ、古戦場としての土井ヶ浜について多くの伝承が記されるようになる。浜出祭の由来伝承として、蒙古退治の後にその蒙古（大将角を頭に生やした異形の大男）の悪氣が地域に災いをなし、その靈の鎮魂のために神幸がおこなわれたことが語られるようになる。そこには神社神主が関与し、この神事を執行する由来について語り、その背景には土井ヶ浜が崇りをなす地として、怨靈伝承とともに語られている。

事例五 『神田三祠之御縁起』 天保十年（一八三九） 神田神主藤原清武によって書かれた縁起

〔前略〕土井ヶ浜宮に鎮ます戎神の御祠は、弘安の頃襲来の賊將怨蓋より崇りをなしけるゆえ、八年に一度づつ異賊降伏の齋会を執行ひき、そのさま武器を以て祀る也 田耕村といふより厳島大明神の神輿を供奉し、予か家よりも数多の武器を飾り一里余出迎ひ（後略）

事例六 村田清風 『漁翁寢言』^{（十一）} 嘉永五年（一八五二）

「先大津宰判神田村の土居か濱は、弘安年蒙古襲来の節、地土等防ぎ戦ひ、討取候蒙古の首を埋め、塚印に松をうへ置候よし、于今鬼の松とて残れり、一二両社神田村二ありて、七年目には、神人等土民と申合、古例二よつてたい松祭とて武器を携へ蒙古退治の備立いたし、鯰を切蒙古人二代へ、両社二そなへ候式ありとや、子細に尋問へし」

事例五、六は『風土注進案』に記載されている記述とほぼ同じ内容であるが、事例五は怨霊の鎮魂儀礼としての由来が説かれている。事例六にあるように「浜出祭」を「たい松祭」と称し、蒙古人をブリに見立て三体に切るといふ伝承があり、鎮魂儀礼と考えられようが、蒙古退治の擬似的行為によって死者を切り、二度と復活できないようにこの地に留めおくというような意識さえ窺える。

さて、一方の田耕地域では、これらの時期にどのように伝わっているかみてみたい。

事例七 「豊浦郡田耕村寺社由来」 『防長寺社由来』^{（十二）} 元文三年（一七三八）から四年（一七三九）にかけて田耕村にある厳島明神、八幡宮、天満宮、外諸社小社をはじめ七寺について各社人、僧職によって記載された由来書であるが厳島神社については記載者の名がない。

一 厳島明神

但、七ヶ年二巻度宛十一月十三日二土井か浜え御幸御輿一体

（中略…浜出祭の行列についての記載）

一 土井か浜へ右の備にて行キ、急（和久）ひす堂え御輿を納、付キ行候者八堂の道二荒こも敷次第二座し候て、神田矢玉（和久）わくより鯰を此方の（和久）ほてう人の前へ居へ候へば、ほてう人料理候て、酒のかすを懸ケ候て惣中え出し、夫より酒のミ合、相濟候上御帰りに被成候事、尤ほてう人右の鯰を頭を切、三枚二おろし、又三枚二合、三ツ二切候上、下ケ候へば彼方の出合の社人、所の者にて出合候内え請取、料二して右の通差出、酒給合候事

（略）

事例八 「豊浦郡田耕村寺社由来」 『防長寺社由来』^{（十二）} 元文三年（一七三八）十二月社人 加藤土佐、織部によって庄屋宇兵衛宛に提出されたもの。

「厳島大明神」

覚

一 厳島大明神一社 小野村有

但、祭礼毎年九月十三日行誦中臣祓神舞執行仕候、尤七ヶ年二一度神田土井賀浜え御幸御座候、行誦かくら舞仕候、言緒棟札等も御座候所焼失仕、只今何も古キ記書物等も無御座候事

事例九 「長府領 田耕村 豊浦郡田耕村由来書」 『防長地下上申』^(十三)

元文三年（一七三八）田耕村庄屋より提出されたもの。

一 厳島社 小野村二有り

但棟札由緒等格別無御座候へ共、趣を八神主賀藤土佐・同織部方より可被申出候事

事例七は不明、事例八は元文三年（一七三八）社人加藤土佐・織部より庄屋宇兵衛宛に出されたもの、事例九は杣地村庄屋宇兵衛を始め田耕村の五庄屋によって提出されたものであるが、浜出祭そのものに関わる縁起は焼失して存在しておらず、浜出祭にかかる田耕側行列および土井が浜における儀礼の方法、鯺切りの内容が記されており、地下庄屋による記載もなく、同時期に神玉村に記載された浜出祭にかかる伝承の記載に比較して、ほとんどみることができない。

事例十 「豊浦郡原村部上村小野村明細書」 『豊浦藩舊記第六冊 村浦明細書六 豊浦郡田耕筋』^(十四)

記載年不明。安政年間（一八五四～一八五九）に書き上げられたもの。

厳嶋明神一社 濱出 祭禮九月十三日

事例十は、事例八、九から約百年後に記載されたもので、福澄治兵衛により豊浦藩府に提出されたものであるが、やはり小野村の項には由来伝承の記載はなく、提出されたものの質や本藩との違いがあるにしても、神玉側における伝承の変化と比較してもその記載はほとんどない。

(二) 明治期

明治元年（一八六八）祭政一致の布告に基づき、明治新政府による神社行政政策が始まり、神祇官支配社と府県藩支配社に行政区分され、全国大小の神社取調がおこなわれるが、そのなかに僅かであるが由来伝承が見出される。また皇国史編纂の元に各地域での地誌類の調査もおこなわれ、実施検分と関係書籍類の探索採集がされ、「徴古」（歴史的事実）を明らかにするため、旧藩の学者がその任にあたることとなる。^(十五)そこで山口県内においては近藤清石がその任にあたるわけであるが、彼が編さんした山口県風土誌のなかに浜出祭の由来伝承をみることができている。

事例十一 「諸社明細書 豊浦藩」 『旧豊浦藩神社明細帳』^(十七)

豊浦郡原文配地鎮座諸社

小野村 蔽島社

(略)

土井ノ浜ニ神事はヲ田耕ノ大神事トナス弘安年中蒙古ノ降伏ヲ祈ルニ始マル中古以来略シテ七年ニ一度之ヲ行フ

事例十一 『山口県風土誌 卷第二百 長門国之二之二十六 豊浦郡 村誌之二十五』^(下) 明治三十七年(一九〇四)

神玉村 神祠

○ 村社

神功皇后神社(同上「神田上村」の江尻) 祭神 息長帯姫命

正応元年七月本郡豊浦村忌の宮より靈を分ち祀る (略)

・ ・ ・ 本社に魚切と云う式あり、魚は和久・矢玉・島戸の三浦より調進す。この魚を請受けて所持するに、幾年を経るも腐敗せずと云う)

○ 末社

蛭子神社(同上「神田上村」の土井浜) 祭神 蛭子命 弘安年中創建と申伝ふ

○ 墳墓

鎌倉森(同上「神田上村」の土井浜) 「注進案の記載の引用」(略)(この森、また下の鬼松等の事、古跡土井浜古戦場の所に云ふべし)

鬼松(同上) 「注進案の記載の引用」(略)

○ 古蹟

土井浜古戦場(同上「神田上村」の岡林) 「神社由来および注進案の記載の引用」(按るに此土井浜にて蒙古と戦へる事ものに見えねど、塚あり矛あり碓石あり、うきたる事にはあらず。(略)されば熟考るに、この戦は元寇の戦いにはあらず。いつの世に知られねど、かれが来り冠せしをうてるならん。(略)鎌倉森の名、また社家の伝は元寇の時、鎌倉より防禦の設をなさしめたるなりなるべく、また神功皇后にかけて云ふは、その御社のあればなるなし)

田耕村

字地 ▽鬼力原 蒙古の將の頸塚あるを以て鬼力原と云ふと云へり

▽御所原(こせんはら) 五千原とも云、土人の伝に、大内の乱に王様の御出ありし故御所と云ふ。また一には琳聖太子、肥中浦へ御出の時の休憩地にて、其時の汁物埋めありとも云ふ。一には蒙古の骸を埋める所と云ふ

○ 村社 蔽島神社(小野)

祭神 市杵島姫命、本社に蒙古退治の故事なりとて、満七年毎に神玉村の大字神田村の字土井浜に神幸あり、これを浜殿祭と称す。社伝に、弘安四年蒙古来襲の警報ありて探題北条武

蔵守、執事小笠原二郎入道を以て本社社司加藤治部大輔・社僧大専坊に外冠降伏の祈禱を修せしむ。(略)鎌倉より指揮の為に井上左京亮と云ふ者下向し本社に祈る所あり、是年七月蒙韓の兵船筑前博多を來襲す。閏月敗れて虜船漂蕩、神田土井浜に來る。我兵逆撃之を敗る。虜將身長七尺有餘、猙獰善闘、其衆敗るゝに及び困を斫り、殘兵を卒い滝部村に走る。我兵追撃三千原に戦ふ。また敗れて東走本村に來る。五千原に戦ふ。虜將白羽箭に中りて斃る。餘衆狼敗す。我兵撃て之をつくす。衆皆白羽箭を神の射る所とす。於是捷を神に奏せんとて川の渡瀬に秘す。後世その所を化粧瀬と稱す。虜將の首を部上に埋む。因て鬼力原と稱せり。六年始めて土井浜に神幸の典を挙ぐ。尔後其費用地頭領主の支辨にて免除地等あり。其祭式は本村及び神田村に担任す。後恒例を怠る事あり、疫癘流行す。之を占ふに恒例を怠るによりれりと事なりければ、遽に旧式を舉行す。疫癘頓に止む。是より祭祀重きを加へて今に至ると云ふ。(後略)

事例十一は、明治三年に太政官布告第七百七十九号よつて各地神社の式内外の別、鎮座地、宮社、境内の間数、祭神名、祭日等が調査されたものであるが、そこには「蒙古降伏」祈願のためにおこなわれたことを由来としている。神玉側にも同様の明細帳はあるが、浜出祭の由来伝承についての記載はない。事例十二は「寺社由来」や「注進案」での記載をベースに近藤自身の解釈が入り、編さんされている資料であり、以後この内容が中心となつて語られていくようになっていく。神玉側には浜出祭の記載がなくなり、行列を出す田耕側を中心に「浜殿祭」として記載されている。厳島社伝というのが、初めてここで登場するが、弘安四年に外冠降伏の祈禱があつたこと、さらには、蒙古兵退治により弘安六年(一二八三)には土井ヶ浜に御神幸したことが記載されている。しかし、その後しばらく祭りを止んでいたところ疫病が流行し、その原因を占うと祭を怠るからとのお告げがあり、浜殿祭を復活したところ疫病が止んだので、それ以来続けることになつたという、神玉側の注進案の事例を田耕側の伝承として記載していることがわかる。なお、近藤自身は蒙古來襲がこの地にあつたことについては、「この戦は元寇の戦いにはあらず。いつの世に知られねど、かれが来り冠せしをうてるならん。」と否定しており、この地の伝承が蒙古來襲とは直接結びつかないといつており、その土地の名称とともに伝承が形成された古戦場としてみている。

(三) 大正、昭和期そして現在

事例十三「神田村郷土誌」神田村役場 記載年不明であるが、大正期に書き上げられたものと思われる。

「六蛭子神社 土井ヶ濱に有りしが明治三十九年神社合併の制と共に神功皇后神社へ合併せり弘安年中の創建なりといふ祭典は八年毎に之を執行する其の由来は神田三祠御縁起に記す」

「蛭子社一に虜社と稱す、同地(土井ヶ濱)の中央にあり祠宇の床下に天奇石あり首塚と稱し賊尸埋の地とす」

「虜社に於て八年毎に異賊鎮魂の爲め齊會を執行し武器を祀る田耕村嚴島神社神輿を供□□□數百人數多の武器即ち餘箭弓小銃を携へ烏帽子水干衣陣笠羽織を着し刀を帯び馬に跨る等の儀式は全々外虜を鑿にせし當時の我國進軍行装を模擬せしものにして現に濱殿祭として今日に至る迄古式を舉行し來れる等の事實に徴し當時忠義の士身を犠牲とし國事に盡瘁し終に元寇を掃蕩せし偉勲は昭々宇たり嗚呼全圖無缺の帝國は上列聖の國事に軫念し給いと下忠臣死を視る歸するが如く斃れて後已むの大和魂ありて外侮を貪らることなく元寇十萬生きと歸るもの僅に三人に止まれる事蹟は千載の歴史を照し兒童走卒も猶能く之を記せる所以なり」

事例十四 「田耕村村勢原簿」 田耕村役場（大正〇昭和二十七年までの記載有。）

村社 敵島神社 由緒

市杵島姫ヲ祭タル村社敵島神社は勸請創立年代不詳ナルモ、弘安四年元寇ノ役ニ於テ社主加藤治部大輔、僧大専坊親シク敵國平定の祈請ヲ本神社ニ修ム。是レ長門探題ノ命ニ依リシモ口シテ戦乱平定ト共ニ報賽神事トシテ本社ノ神輿ヲ元寇古戰場タル神玉村土井カ浜ニ幸シ濱殿祭ヲ奉仕祀ス國簿何レモ鎌倉時代ノ行装ニシテ弘安六年以来右濱殿祭連綿トシテ今日ニ及ブラ以テ考フルモ（中略）濱殿祭ノ淵源ヲ尋ルニ弘安四年元寇來襲ニ際シ龜山上皇ノ尊キヲ以テ伊勢大廟ニ敵國降伏ノ御祈請アラセラルタル聖旨ニ基キ時ノ執權北條武蔵守鎮西ノ各社ニ対シ元虜伏滅ノ祈請ヲ修セシム當時該社加藤治部大輔専心祈請スル所アリタリ神徳顯著元寇ノ大戦モ凱歌ノ内ニ帝國ノ大捷ヲ縛シ皇國ノ威光ヲシテ中外ニ宣揚スルコトヲ得タリ該社ハ即チ弘安六年始メテ神輿ヲ元寇古戰場タル神玉村土井ケ濱ニ幸シ報賽ノ誠意ヲ表ス（後略 浜出祭の行列についての記載）

事例十五 平成十六年（二〇〇四）四月四日祭礼実施の際の司会進行資料

祭の起こりは鎌倉時代の来襲に際し、田耕敵島神社と神玉神功皇后神社に敵兵降伏の祈禱をしたところ、神の矢に敵軍が全滅し、その時に亡くなった多くの人々の霊を慰める神事として、今からおよそ七〇〇年前の弘安四年頃から古式に則って引き継がれてきた。

事例十三のように大正期に入ると神田村役場「神田村郷土誌」に取り上げられるようになるが、由来については、事例五の『神田三祠縁起』に基づくとしながら、「忠義の士身を犠牲」、「忠臣死」、「大和魂」といった言葉とともに、この時代以降次第に国粹主義的なナショナリズム傾向が強まるなかで、この祭りが捉えられるようになっていくことが看取できよう。また一方では、大正九年（一九二〇）には「浜殿祭協定書」が田耕敵島神社と神田二ノ宮の両神社のもとで交わされ、浜出祭に関する祭日や式次第等についての取り決めがおこなわれている。しかし、由来伝承に関する記載は無い。また、事例十四の田耕側事例のように敵島神社の由来とともに語られ、「敵国降伏」「帝國ノ大捷ヲ縛シ皇國ノ威光ヲシテ中外ニ宣揚スル」といった傾向がより強くなり、江戸時代に見られた鎮魂意識が影を潜めるようになっていく。昭和期に入ってから「蒙古襲来の事件が、日本民族の国家意識を強めるため」「忠誠奉公精神の涵養發揮」のため、「蒙古退治」という伝承そのものが豊浦郡教育会をはじめ地域の各団体へ、郷土教育運動とともに語られ、学校教育のなかでも教えられていく。そこには戦時体制に入っていく、「神風」により「敵兵降伏」となったという神の権威と奇跡が語られ、国家体制のなかに組み込まれた国家神道の神意識が色濃く出て、同時に蒙古伝承そのものが強く表出していく感は否めない。しかし一方では、この時期、土井ケ浜から出土する骨は「元」の戦死兵を埋めた地と思われていたのが、それより以前の古い時代であるということもいわれるようになる。さらには戦後、昭和二十八年（一九五三）の発掘調査以来、この地が渡来系弥生人の墓域とというのも学術調査で明らかになってきた。戦後体制のなかで、浜出祭がどのようにとらえられていくのか、まだ明確な資料は持ち合せていないが、名所旧跡といった行政や観光案内のなかにも取り込まれていくようになっていき、蒙古伝承そのものは地域に根付いていく。ただ文化財指定を受けた以後には、蒙古伝承との関連を説く記載は次第になくなっていくようである。しかしながら、昭和二十八年の発掘調査の発端も、「蒙古の骨が出た。」ということがいわれ、事例十五のように、現在でも地域の伝承としては、「蒙古」という言葉そのものはなくなるものの、鎌倉時代の来襲との関係が依然として強く残り、地域に強く「伝

「承」されているかがわかる。さらには、死者霊の鎮魂という意識が、大きな戦争を経過して改めて敵味方なく平和的国家観として再認識されていく過程のなかで、より強く意識されたものであったことも推測される。

四 由来伝承形成の背景にあるもの―まとめにかえて―

これら由来伝承の変遷をみると、神玉側では、当初浜出祭は、外敵(蒙古)調伏祈願としておこなわれたという伝承であったものが、戦死した蒙古軍の怨霊が地域へ災いをなすというので、その霊を鎮魂するという伝承に変化している。そこには祈禱的性格を有する者として神社(二ノ宮神主)が介在し、神社側がこの伝承形成に大きな役割を担っていたことがわかる。一方、田耕側では「蒙古塚」をはじめ、蒙古来襲にかかわる伝説地はあるものの、神玉側でいわれるように怨霊伝承とは直接に結びつけて伝えられていない。実際、現在に伝わる祭事そのものは、山側にある田耕の女神を海浜地域の男神が迎え、三三九度、ブリ切りによる接待といった神々の婚姻儀礼(男女神の和合)を思わせるものであり、牛尾氏のいうような「山地と浜の陰陽和合による村内の繁栄と秩序を乞い願わんとしたもの」と考えられる。しかしながら、事例十五のように現在でも蒙古来襲とともに亡者の霊の鎮魂儀礼としておこなうことが、祭礼の場でアナウンズされ、浜出祭の参加者あるいは見物客には、それが記憶され、伝承が固定化されていっている。

この怨霊伝承の背景には、かつて蛭子社を祭祀し、現在祭場となって神事がおこなわれる「土井ヶ浜」という場所が、江戸時代にはすでに古戦場として認識され、土地開発を進めるなかで、事例四のように「角のある蒙古人の頭骨」をはじめ、多くの人骨が出土していた場所であったことに起因している。そのような土地に生活する人以外の「異人」(「蒙古」||「鬼」)をイメージさせる骨そのものの出現や、その地が「骨」が出る場所、いわば祭祀されない「死者」が葬られている場所であった認識が、当時の人々にあつたことは理解できよう。昭和二十八年にはじまる考古学・人類学という学術的調査以降、現在では約三百体もの古人骨が発見され、渡来系の弥生人が埋葬された墓域とされる国史跡「土井ヶ浜遺跡」であるが、それでも一方では、「元の骨にふれると病気になる」ということがかつてはあつたという話が未だに聞かれ、蒙古伝承が地域の人々のなかに強く残っている。そのようななかで、発掘調査により多くの「人骨」が出土したという事実から、その地に生活する人々にとっては、死者を埋葬した「死」の空間であるということがより明確に強く意識され、その「場」から想起される「不安」や「恐怖」が再認識されるようになったことは想像に難くない。そのことが神玉側と田耕側では地域ごとに由来伝承の差にも繋がっているともいえる。すなわちその「場」から構成される「恐怖」や「不安」といった生活そのものを脅かす要因となるものが、伝承システムそのものを構築し、現在伝承として継続させているともいえる。

ところで、このような「浜出祭」と同じように山から海へ神(霊)を移動させる民俗事例は、「浜下り神事」「ハマオリ」「ハマイデ」「オハマサガリ」などによれば、福島県、宮城県といった太平洋沿岸に濃厚に分布している。これは七年、十三年、六十年など周期的に神輿にのつた神(霊)が山間部から海辺部へ数ヶ村にわたって臨幸し、山から海へ弱まった神霊を運び、海の潮水の浄化威力による、地域を守護する神の機能や威力の回復、すなわち神霊の再生復活儀礼とい

われている。^(二一)このような浜下り神事においては、運ばれる神には漂着伝承が付随しており、漂着した神が山へ上がり、再び漂着した場所へ運ばれるというものである。豊北の浜出祭には漂着神伝承は付随しないが、前述のように蒙古来襲伝承が付随している。構造的には、周期祭であること、大行列を組んで山側から海側への神(霊)の移動をおこなうこと、いくつかの村を巡るといように、似たような構造を有しており、「漂着神伝承」と「蒙古伝承」部分が大きく異なっている。安易な比較は問題もあり、一概には言えないが、当初土井ヶ浜に祭祀される神の名が「夷」「蛭子」であり、本来の外から来た神、漂着神的性格を有する伝承をもつ神である点、^(二二)あるいは由来そのものが神社側(神主)により形成されたこと考えれば、一つの可能性として蒙古来襲伝承の前提に漂着神伝承が存在していたことが類推される。前述のように、この土井ヶ浜という「空間」そのものが有している、由来の根底にある開作による多くの「骨」の出現による祭祀されない「死者」の空間であるという認識と蒙古来襲という歴史的過去(元軍そのものがこの地に来たかどうかという歴史的事実とは別に)と結びつき、漂着神伝承がなくなり、現在のような浜出祭の伝承が形成されたのではないだろうか。

いずれにせよ、現段階では推測の域をでないが、土井ヶ浜そのものが由来伝承形成に深く関わっているのは間違いない。今後は周辺地域に残る民俗例の収集はもとより、古代における弥生時代の埋葬遺跡としての土井ヶ浜遺跡、あるいは田耕側の弥生住居跡である甲殿遺跡、恐らくはこれから明らかにされていくであろう土井ヶ浜およびその周辺地域の考古学的調査成果や中世から近世にかけての土井ヶ浜および田耕周辺地域の資料などの関連資料も踏まえながら、古代から人々が綿々として生活空間としてあった土井ヶ浜そのものが地域にとつてどのように意識され、そこから現在へ続く浜出祭やその由来がどのように変化し、変遷し「伝承」されてきたのかを総合的に検討していかなければならないであろう。

【註】

- 一 柳田國男は『口承文藝史考』『定本柳田國男』第六卷(一九六八)：『口承文藝史考』は一九四七初刊。
- 二 伝承の定義については、ここでは地域に居住する人々が生活しているなかで日常性、権威性、倫理的規範性を伴い、土地にとどめられたものとして理解したい。
- 三 ここでは伝説は土地と結びつき、地域の人々にとっては歴史的事実として一定の権威性を有し、受容されるものと考え。
- 四 萩藩の「淫祠解除」については、沖本常吉編『幕末淫祀論叢』一九七八、三宅船宣『幕末期長州藩の宗教政策』河合正治編『瀬戸内海地域の宗教と文化』一九七六、同『幕末・維新时期長州藩の政治構造』一九九三に詳しい。
- 五 事例としてあげる資料は、刊行されている資料については、各刊行物からの引用であり、刊行されていない資料については、下関市立豊北歴史民俗資料館蔵資料に基本的に拠っている。
- 六 山口県文書館編『防長寺社由来』第五卷 一九八四
- 七 前掲書六
- 八 山口県文書館編『防長地下上申』第三卷 一九七九
- 九 山口県文書館編『防長風土注進案』第十八卷先大津宰判 一九六三
- 十 山口県教育会編『村田清風全集』下巻 一九六三
- 十一 山口県文書館編『防長寺社由来』第七卷 一九八六
- 十二 山口県文書館編『防長寺社由来』第六卷 一九八六
- 十三 山口県文書館編『防長地下上申』第三卷 一九七九
- 十四 山口県文書館編『防長風土注進案』編外、豊浦藩村浦明細書』一九六五
- 十五 『豊浦藩村浦明細書』の凡例によれば、関ヶ原の失脚により慶長五年毛利輝元が防長減転封により、従弟毛利秀元に豊浦郡の大部分および厚狭郡の一部を内証分知したのが起源とされ、治所を豊浦郡長府に置くので長府藩、府中藩と称し、廃藩前項に豊浦藩を公称したとある。
- 十六 石田龍次郎『皇国史編纂 その経過と思想』『社会学研究』一橋大学研究年報八 一九六六
- 十七 山口県神社庁編『旧藩別社明細帳』二〇〇二年
- 十八 近藤清石編『三坂圭治監修校訂』『山口県風土誌』一九七三年
- 十九 田中真治『防長史講話』山口県小学校教育会編 昭和十一年 一九三六
- 二十 三宅宗悦『長門国土井ヶ浜古墳人骨に就いて』『防長史学』第三卷二号 一九三二
- 二十一 現在、土井ヶ浜遺跡は平成十三年(二〇〇一)第一次調査まで進んでいる。昭和二十八年からはじまる第一、第五次調査については概報が出ており、弥生時代の集団墓地遺跡として確認され、渡来系弥生人説を日本考古学会編『日本農耕文化の生成』昭和三十六年(一九六二)にて展開される。昭和三十七年(一九六二)国史跡となり、平成五年(一九九三)には土井ヶ浜遺跡人類学ミュージアムが開館し、調査研究を進めている。
- 二十二 福島県立博物館編『福島県における浜下りの研究』福島県立博物館調査報告集第二八集 一九九七
- 二十三 桜田勝徳『漁ろうの伝説』一九六八年 成城大学大学院文学研究科日本常民文化専攻田中宣一編『えびすの世界 全国エビス信仰調査報告書』二〇〇三年には、海中から拾った石をエビスとして祀る事例が紹介されている。

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

研究紀要

第5号

発行年月日 2010年3月
編集・発行 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
〒759-6121 山口県下関市豊北町神田上 891-8
TEL 083-788-1841・1842
FAX 083-788-1843
印刷 アリフク印刷株式会社
〒759-5101 山口県下関市豊北町栗野 4896-8
TEL 083-785-0311
FAX 083-785-0312
